

入間市 EV 活用再生可能エネルギーマネジメント事業 企画提案書作成要領

入間市 EV 活用再生可能エネルギーマネジメント事業実施に係る企画提案書の作成にあたり、別紙「企画提案書評価表」及び下記の項目を参照の上、提案書の構成を章立てにし、漏れのないように記載すること。

1 実績及び信頼性(配点 25点)

(1) 実績・経験(5点)

自治体・都道府県・国等における同種事業の提案者の元請としての受託状況(過去5年以内に完了したものに限る。)について、様式4号に記載すること。

※同種事業・類似事業の従事実績内容の確認できる書類(契約書及び仕様書等の業務実績を証するもの)の写しを添付すること。

※①から④の項目については、最も配点が高い実績を申請すること。

評価基準は以下のとおり

① 自治体・都道府県・国における同種事業の実績	5 点
② 自治体・都道府県・国における類似事業の実績	4 点
③ 自治体以外での同種事業の実績	3 点
④ 自治体以外での類似事業の実績	2 点
⑤ 実績無し	1 点

(2) 事業実施体制・能力(5点)

様式第4号に事業責任者1名、担当者2名(2名以上の場合は、主となり業務を行う2名を選出すること。)の経歴等を記載すること。

※企業グループにて申請する場合は、様式第8号に代表企業の事業責任者1名、構成員2名の経歴等を記載し、様式第4号と併せて提出すること。

※事業責任者及び担当者の同種業務・類似業務の従事実績内容の確認できる書類

(契約書及び仕様書等の事業実績を証するもの及び氏名が記載された事業実施体制表)の写しを添付すること。

ただし、1(1)と同一の業務の場合は実施体制表のみで可とする。

評価基準は以下のとおり

- | | |
|--------------------------------------|-----|
| ① 事業責任者または担当者・構成員が(1)の①の事業に従事した実績がある | 5 点 |
| ② 事業責任者または担当者・構成員が(1)の②の事業に従事した実績がある | 4 点 |
| ③ 事業責任者または担当者・構成員が(1)の③の事業に従事した実績がある | 3 点 |
| ④ 事業責任者または担当者・構成員が(1)の④の事業に従事した実績がある | 2 点 |
| ⑤ 実績無し | 1 点 |

(3) 事業の計画性(5点)

事業実施のスケジュールを具体的かつ明確に記載すること。

(4) 連絡体制及び頻度(5点)

事業実施にあたり、本市との連絡体制及びその頻度を具体的に記載すること。

(打ち合わせの頻度や、内容修正等にかかる時間を含む。)

(5) 個人情報・機密情報の取扱(5点)

事業の遂行にあたり、知り得た個人情報や本市の機密情報の漏洩防止策について記載すること。

2 理解度(配点 15 点)

(1) 事業の目的・意義の理解(5点)

事業の目的及び意義について記載すること。

(2) EV 及び太陽光発電設備等の理解(5点)

事業に係るEV、太陽光発電設備導入のメリットについて記載すること。

(3) 本市公共施設(計画・立地・構造等)の理解(5点)

本市公共施設に係る計画・立地・構造等から実現できるとと思われる事業構想(概略)を簡潔に記載すること。

3 企画力(配点 60点)

事業構想提案書の作成

- ・事業に見合った EV の車種及び仕様について記載すること。(5点)
- ・EV の調達時期及びカーシェアリングの運用開始時期について記載すること。(5点)
- ・効果的かつ効率的なカーシェアリングサービスの運営手法について記載すること。(5点)

- ・カーシェアリングにおける緊急時・トラブルへの対応及びサポート体制について記載すること。
(5点)
- ・EVの定期点検、故障時の修理、日常の管理・清掃方法について記載すること。(5点)
- ・カーシェアの利用回数、利用者数、走行距離、車両の稼働時間、CO₂削減効果を算出する方法について記載すること。(5点)
- ・EVへの効果的かつ効率的な再生可能エネルギーの供給方法について記載すること。(5点)
- ・災害時等における太陽光発電設備及びEVの活用についてのスキームを記載すること。(5点)
- ・本市公共施設に即した太陽光発電設備の設置方法・仕様について記載すること。(5点)
- ・太陽光発電設備に係る緊急時及びトラブルへの対応方法とサポート体制について記載すること。
- ・事業に係る全ての設備の定期点検、故障時の修理、日常の管理についての計画及び方法を記載すること。(5点)
- ・事業についてのPR、宣伝の方法について記載すること。(5点)

4 見積額(配点 20点)

各提案者から提案された請負希望金額のうち、最低の金額を示した提案者を第1位として、見積額に関する評価点の満点である20点を付与し、その他の提案者の評価点は、20点に第1位の見積金額と当該提案者が示す見積金額との比率を乗じて得た数とする。

$$\text{見積額の評価点} = 20 \times (\text{全提案中最低の見積金額} \div \text{提案者が示す見積金額})$$

1(3)、(4)、(5)および2、3の各項目の評価点

評価	判断基準	得点
A	当該項目に関して特に優れている	5点
B	AとCの中間程度	4点
C	当該項目に関して優れている	3点
D	CとEの中間程度	2点
E	仕様書の内容を満たしている程度	1点